生物群集保護林における地帯区分設定の考え方(案)

【前回提示した考え方】

- 保全利用地区(バッファーゾーン)は、原則として、既存の保護林区域内に設定する。
- 人工林に接する部分については、人工林施業の影響が保存地区(コアゾーン)に 直接及ばないようにする観点から、当該部分に保全利用地区を設定する。(保護 林区域に外接する既設保護樹帯の有無も考慮する。)
- ▼ 天然林に接する部分については、保全利用地区は設定しない。
- 保全利用地区は、原則として、樹高の概ね2倍程度以上の幅を持たせる(50m以上など)。
- 保全利用地区は、原則として、植生の変化する線、または、尾根線・谷線・幅のある稜線の肩の部分等の地勢線を利用して設定する。そのあたりに既設の小班界がある場合は、その小班界を利用して設定する。
- 保護林区域内の外縁部に既設の登山道等がある場合は、それらの施設敷が保全利用地区に含まれるようにする。

【面積が比較的小規模の生物群集保護林における地帯区分の是非】

● 生物群集保護林の指定は、林野庁の通達上は「原則300ha以上」の要件となっているが、地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理するという目的に照らして適当かどうかは、この面積要件に優先する。

(ただし、林木遺伝資源保存林については、基本的に、対象樹種の遺伝資源の保護を目的とする「希少個体群保護林」とする。)

- バッファーゾーン設定の目的は、コアゾーンに外部からの影響が直接及ばないよう 緩衝の役割を果たすこと。
- <u>面積が300ha以下であるなど比較的小規模の生物群集保護林候補については</u>、 保護林区域内に特にコアゾーンとして守るべき区域がある場合を除き、<u>人工林に</u> 接する部分にバッファーゾーンを設ける必要はない。
 - 現在の施業方針では、皆伐を行う場合、尾根、斜面中腹、渓流沿い等を主体として幅員おおむね50m以上の保護樹帯を設けることとしており、保護林の区域内に改めてバッファーゾーンを設けなくても影響緩和は可能。